

税金の控除はあるの？

所得税の確定申告をすれば、連動して住民税の申告になります。他方、老齢年金が400万円以下でその他の所得が20万円以下の人は確定申告の義務はありませんが、住民税申告をすることで住民税が減額となる可能性があります。その際、源泉徴収票に記載のない医療費控除・社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除などを申告することを忘れないでください。

●所得税・住民税の「障害者控除」について

1. 「障害者手帳」を取得している方は、所得税・住民税などの「障害者控除」の対象（12ページ参照）となります。
2. 手帳を取得していなくても要介護（要支援）認定を受けた方で一定の条件を満たす場合は、「障害者控除」の対象となります。居住地の区役所の保健福祉課の窓口にて介護保険被保険者証を持参し、「障害者控除認定証明書」をもらい、確定申告であれば各税務署、住民税申告であれば各市税事務所へ申告をしてください。
3. 障害の程度や介護度によって、障害者控除、特別障害者控除や同居特別障害者控除が適用され、所得税や住民税が控除されます。なお、低所得の方は、住民税が非課税となります。

●医療費の控除について

本人及び同一世帯家族の通院・入院医療費及び通院交通費のうち、保険などで補填された分を除く自己負担額の合計額が、年間所得の5%または10万円のいずれか低いほうの額を超えた場合、超えた額が確定申告や住民税申告をすることで、所得から控除されます。

1. 対象期間は前年の1月から12月までの1年間でその間に実際に支払った額です。
2. 申告は、確定申告であれば各税務署、住民税申告であれば各市税事務所で行います。

介護保険サービスを利用している場合

居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて居宅サービスを利用した場合に、サービスの種類によって自己負担額の全額または半額が医療費控除の対象になります。

サービスの種類	控除の取り扱い
①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション（デイケア） ⑤短期入所療養介護（ショートステイ） ⑥介護老人保健施設（老健） ⑦介護療養型医療施設（病院・診療所）	* 自己負担全額が医療費控除の対象になります。
⑧訪問介護（ホームヘルプサービス） ⑨訪問入浴介護 ⑩通所介護（デイサービス）及び認知症対応型通所介護 ⑪短期入所生活介護（ショートステイ） ⑫小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	* 上記①～⑤のサービスのいずれかを利用し、さらにその期間中⑧～⑫を利用した場合、自己負担全額が控除対象となります。
⑬介護老人福祉施設生活介護（特別養護老人ホーム）	* 自己負担額の1/2が控除対象となります。
⑭認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑮特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど） ⑯福祉用具貸与	* 医療費控除の対象となりません。

※介護保険の「居宅サービス計画」が作成されていることが前提で、かつ、サービス提供事業者へ通知され実績が記録されていなければなりません。

特別障害者手当について

1. 特別障害者手当は国の制度で、精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給します。
2. 支給要件は、以下の①から③の要件を満たす方です。
 - ①日常生活で常時特別な介護を必要とする方
 - ②在宅（自宅又はグループホーム等）で生活している方
 - ③20歳以上の方
3. 具体的には、身体障害者手帳1級・2級程度の障がい重複している場合又はそれと同等の疾病や障がいのある方が対象です。認知症の方の場合は、日常生活における動作や行動が自力では困難で、常時特別な介護が必要な状態である場合、申請の対象となります。
4. 手当の支給額は月額26,940円（2018年度）です。支払時期は、毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までを支給します。
5. 本人や同居する家族の所得が一定額を超えると手当の支給が停止されます。また、本人が施設に入所した場合や、3カ月以上入院した場合は、手当の受給資格を失います。

申請手続き

1. 申請は、お住まいの区役所保健福祉課が担当窓口です。支給要件に該当するかどうかについては、確認が必要です。
2. 申請に当たっては、特別障害者手当認定請求書のほかに、診断書などが必要となりますので、事前に担当窓口で確認してください。
3. 医師に診断書の記載をお願いするときは、日常生活における介護を必要とする困難な状況（食事・排泄・衣服の着脱、家族・家族以外の人との会話、買物、身の危険や戸外での危険への判断）がポイントですのでありのまま伝えることが大切です。

【留意点】

- 身体障害者手帳をお持ちの場合は診断書の作成を省略できる場合がありますので、事前に担当窓口で確認してください。
- 障害年金との併給が可能です。

わたしの体験

●夫は59歳、アルツハイマーです。診断を受けてから7年経過しています。今は、会話も困難であり、食事、入浴、排泄などがすべて介助が必要で、要介護5になっています。歩行は手つなぎでデイサービスに通っていますが、常に本人を看ながら目が離せない状態です。そんな中、特別障害者手当のことを知り、この手引きを持って窓口に行き、重度の認知症の特別な介護状態を話すと、申請書類をくれました。主治医も十分申請の対象になると診断書を書いてくださり、手続きができ、手当の支給が決定されました。重度になると、介護サービス利用料や介護に関わる費用がかさみ、経済的にこの手当は大変助かっています。

はじめに P1
介護にあたって P2~4
医療機関の受診 P5~6
介護保険 P7~10
精神障害者保健福祉手帳 P11~12
障害年金・特別障害者手当 P13~15
税金の控除 医療費助成 P16~18
就労支援 P19~20
いろいろなサービス P21~22
自動車運転 P23
成年後見制度 P24
生命保険・住宅ローン P25~26
NPO・家族の会 P27~28
相談窓口 P29
札幌市の支援事業 P30

はじめに P1
介護にあたって P2~4
医療機関の受診 P5~6
介護保険 P7~10
精神障害者保健福祉手帳 P11~12
障害年金・特別障害者手当 P13~15
税金の控除 医療費助成 P16~18
就労支援 P19~20
いろいろなサービス P21~22
自動車運転 P23
成年後見制度 P24
生命保険・住宅ローン P25~26
NPO・家族の会 P27~28
相談窓口 P29
札幌市の支援事業 P30